



マイナ保険証について

従来の健康保険証は令和6年12月2日より新規発行が終了しており、1年後の令和7年12月2日からは使用できなくなります。それまでにマイナ保険証の利用登録、または資格確認書の発行が必要です。



マイナ保険証の利用登録方法

- ・医療機関や薬局の受付(カードリーダー)
- ・セブン銀行ATM
- ・マイナポータル(オンラインサービス)

薬局に設置しているカードリーダーで簡単に紐づけができますよ♪

マイナ保険証のメリット

- ・限度額適用認定証の発行手続きが不要
- ・高齢受給者証の提示が不要
- ・保険証の切り替え・更新が不要
- ・マイナポータルから医療費通知情報入手→医療費控除の確定申告を簡単に
- ・登録されたデータを医師や薬剤師と共有し、より適切な医療を
- ・検査や薬の重複、併用禁忌のリスクが減少
- ・旅行先等で受診する際も、薬等の情報を連携が可能



！本人の同意なしに情報が共有されることはありません！



マイナ保険証を保有していない、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない)場合、今後の受診は？

現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。ただし、限度額適用認定証や高齢受給者証の提示は別途必要となります。有効期限があり、4～5年となります。

健康保険証および資格確認書において、有効期限内に使用できなくなった場合は従来通りに回収が必要ですが、期限切れは自己破棄も可能です。故障等により医療機関のカードリーダーが使用できない場合、「資格情報のお知らせ」またはマイナポータルの「わたしの情報」を一緒に提示する必要があります。

お薬のことや健康のことでご困っていらっしゃいましたらご相談ください。